平成２３年（フ）第１７５号
兵庫県川西市見野２丁目２番14号
債務者　株式会社西冨開発
代表者代表取締役　西冨　　修
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時５分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７７号
愛媛県松山市中村２丁目１番10号
債務者　株式会社愛運輸
代表者代表取締役　髙田　利彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後２時40分
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８９１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番
債務者　有限会社ケイアイツー
代表者代表取締役　木村孝次郎
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午後３時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
熊本県水俣市大字大迫1213番地
債務者　合資会社三笠屋旅館
代表者代表社員　田崎　美孝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０号
茨城県神栖市知手3620番地
債務者　倉田　　明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮沢　純一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１２１号
香川県高松市伏石町2112番地９ロイヤルガーデン伏石202号
債務者　原　　憲昭
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　　敦
4　破産債権の届出期間　平成23年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２１２号
神奈川県小田原市小八幡１丁目８番43号　メゾンティンカーベルＡ－１
債務者　勝俣　礼史
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町川　智康
4　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８６２号
名古屋市港区高木町５丁目38番地の６　コンセール善進701号
債務者　岩井機設こと　岩井　久光
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵嶌　将周
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２号
福島県西白河郡中島村大字滑津字新田27番地
債務者　海老名正俊
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐　聖史
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
長崎県長崎市魚の町１番23―503号
債務者　山口　政行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　理恵
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
福井県三方上中郡若狭町塩坂越第２号６番地
債務者　古﨑　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１４４号
奈良市学園大和町３丁目231番地の５
債務者　西和商会こと　森口　　威
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４９１号
名古屋市緑区細口１丁目112番地
債務者　吉田　龍俊
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３３号
千葉県市原市君塚４丁目15番地５　オミハイツ201
債務者　山田　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６２号
千葉県船橋市西船４丁目19番16―801号
債務者　大竹　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　浩志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係